

# 溶融スラグの建設副産物・再生資源及び廃棄物における取扱基準

制定：平成 26 年 4 月 1 日

## 1 目的

この基準は、南魚沼市（以下「市」という。）の環境衛生センター可燃ごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）で生成される溶融スラグ（以下「スラグ」という。）を使用し、建設資材として利用されたスラグを再掘削し、再利用又は廃棄処分することによって生じる建設副産物（以下「建設副産物」という。）の取り扱いについて、スラグを建設副産物における「原材料として利用可能性があるもの」と位置付け（別紙 図-1、2 参照）、建設副産物・再生資源及び廃棄物における取扱いについて定めるものとする。

## 2 適用範囲

本基準は、スラグを利用した次に掲げる建設資材から生じる建設副産物について適用する。

- (1) コンクリート二次製品
- (2) 埋め戻し材

## 3 建設副産物の取扱い

- (1) コンクリート二次製品

コンクリート用溶融スラグ骨材を使用したコンクリート二次製品を廃棄処分する場合については、廃棄物処理法施行令で定められた産業廃棄物の「がれき類」の扱いとなるが、建設副産物のコンクリート塊としてリサイクルを原則とする。

・市が発注又は施工する工事又は道路占用工事において、コンクリート塊が建設副産物となる場合は、「建設副産物適正処理推進要綱」第 6 章、第 26 により、建設副産物としてのリサイクルを原則とする。

- (2) 埋め戻し材

スラグ 100%のもの及びスラグ入り混合砂使用の埋め戻し材を廃棄処分する場合については、廃棄物処理法施行令で定められた産業廃棄物の「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の扱いとなるが、「原材料として利用の可能性があるもの」と位置付けして、再資源化を原則とする。

・市が発注又は施工する工事又は道路占用工事において、埋め戻し材として利用されたスラグが発生する場合には、事業課は当該工事又は工事間流用するなど、再生資源として再利用を原則とする。

## 4 基準の見直し

本基準については、今後スラグの取扱いに関する環境省等の通知があった際には見直すこととする。

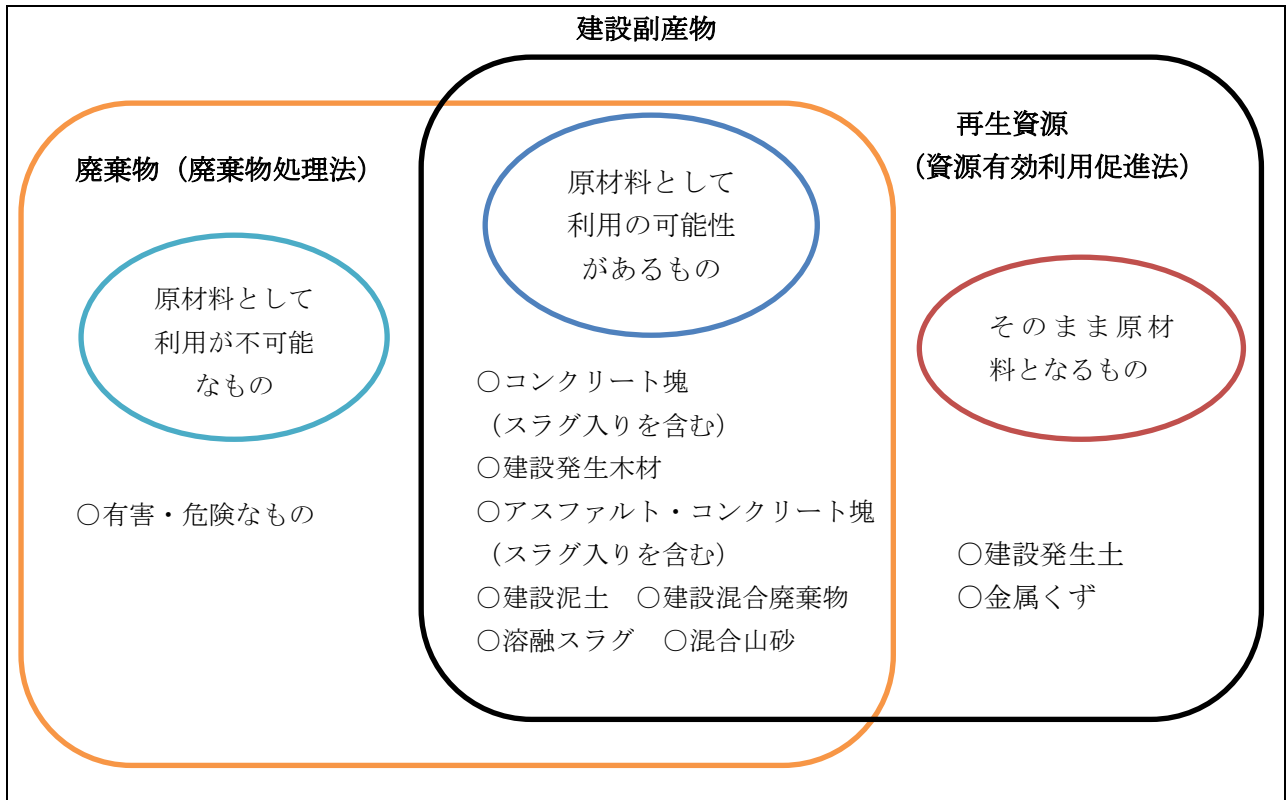
5 その他 この基準に定めのない事項については、法令等の定めによるもののほか、国等関係機関と協議のうえ別に定める。

## 附 則

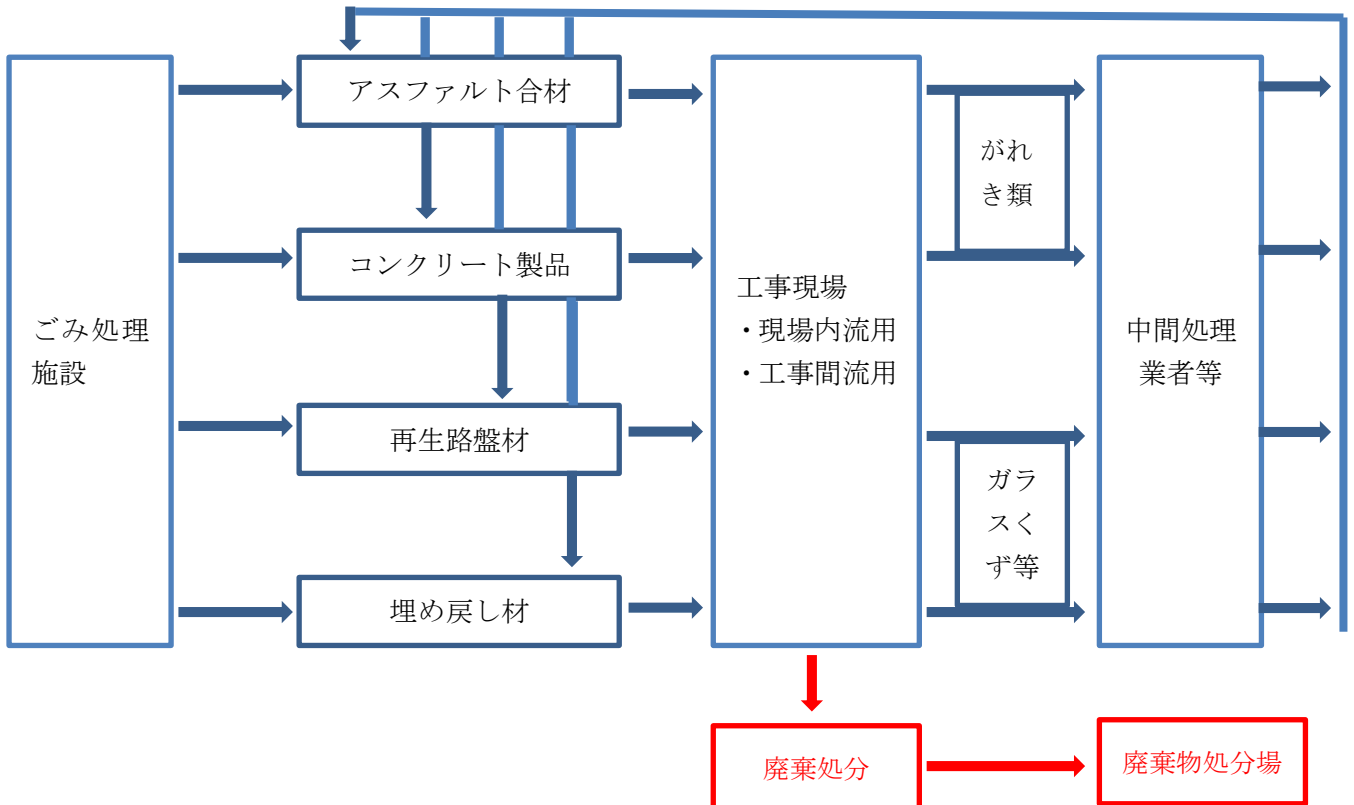
この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

(図-1) 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係



(図-2) 溶融スラグ製品のリサイクル模式図



## 事例別のQ & A

- 1 コンクリート用溶融スラグ骨材を使用したコンクリート二次製品及び道路用溶融スラグを使用したアスファルト合材を処分する。  
・・・産業廃棄物（がれき類）として処理する。
- 2 コンクリート用溶融スラグ骨材を使用したコンクリート二次製品及び道路用溶融スラグを使用したアスファルト合材を再生クラッシャーランとして再生利用する。  
・・・適正利用である。（廃棄物ではない。）
- 3 道路用溶融スラグを使用したアスファルト合材を再生アスファルト加熱混合物として再生利用する。  
・・・適正利用である。（廃棄物ではない。）
- 4 埋め戻し材として、掘削時における現場埋め戻しに使用する。  
・・・適正利用である。（廃棄物ではない。）
- 5 埋め戻し材として利用し、再掘削後、他工事に流用する。  
・・・適正利用である。（廃棄物ではない。）
- 6 埋め戻し材として利用し、再掘削後、他工事に流用するため、仮置き保管する。  
・・・適正利用である。（廃棄物ではない。）
- 7 埋め戻し材として利用し、再掘削後、利用する用途がないため処分する。  
・・・廃棄処分する場合は、産業廃棄物（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）として、安定型処分場への処分が可能であるが、原則として廃棄せずに再利用する。

（補足説明）

- ① コンクリート用溶融スラグ骨材は JIS A 5031 の基準を満足するものとする。
  - ② 道路用溶融スラグは JIS A 5032 の基準を満足するものとする。
  - ③ 埋め戻し材は「南魚沼市溶融スラグ利用指針」の5品質管理等、(1)規格及び基準、②上記以外の用途、ア 安全に係る基準を満足するものとする。
- なお、埋め戻し材の定義としては、通常の埋め戻し材以外に、クッション材、道路用路床材、フィルター層、盛土材等が想定される。